

# 第1回 上下水道料金制度審議会

令和7年5月27日  
勝山市 上下水道課

# 上下水道料金制度審議会条例

令和4年12月15日 条例第27号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、上下水道料金制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の要請に応じ、水道料金制度、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料制度に関する事項の調査、審議を行い、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に対する答申を市長が受けた日までとする。

2 市長は、審議会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 前号のほか、職務を行うことが困難又は不適當であると認めるとき。

3 市長は、第1項に規定する任期中に前項の規定による委員の欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱することができる。

### (委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

### (会長)

第6条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議その他必要なときは、市長が招集する。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

### (委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則に定める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 1. 勝山市の上水道について

## 1.1 勝山市水道事業の概要

### (1)水道事業の現況

昭和35年4月供用開始。給水区域の拡張、給水人口や給水量の増減、簡易水道統合のための事業変更を行い、現在は平成28年3月に受けた計画給水人口23,400人、計画1日最大給水量17,000m<sup>3</sup>/日とする第8次拡張(変更)事業認可に基づき、事業運営を行っている。

供用開始 年月日	昭和35(1960)年 4月1日	計画給水人口	23,400人
法適・非適 の区分	法適(全部適用)	現在給水人口	20,552人
		有収水量密度	0.29km <sup>3</sup> /ha

※令和5年度末現在

※有収水量密度全国平均 1.19km<sup>3</sup>/ha(令和5年度末)

## (2)水道事業の沿革

- ・昭和34年 4月 創設事業
- ・昭和44年 4月 第1次・第2次拡張事業
- ・昭和45年 4月 第3次拡張事業
- ・昭和50年 4月 第4次拡張事業
- ・昭和54年10月 第4次拡張事業(変更)
- ・昭和56年 7月 第4次拡張事業(2次変更)
- ・昭和61年 4月 第5次拡張事業
- ・平成 2年 4月 第6次拡張事業
- ・平成 5年 4月 第6次拡張事業(変更)
- ・平成 9年 2月 第6次拡張事業(2次変更)
- ・平成10年 3月 第6次拡張事業(3次変更)  
栃神谷地区の拡張  
法恩寺浄水場の浄水方法を膜ろ過方式に変更
- ・平成19年 4月 第7次拡張事業  
若猪野水源の開発  
鹿谷地区簡易水道の統合拡張
- ・平成20年 4月 第7次拡張事業(変更)  
平泉寺地区簡易水道の統合拡張
- ・平成23年 4月 第8次拡張事業  
谷、北野津又、薬師、北郷地区簡易水道統合拡張  
木根橋、大矢谷、北六呂師、暮見地区飲料水供給施設  
統合拡張
- ・平成26年10月 第8次拡張事業(変更)  
北六呂師への取水地点変更
- ・平成28年3月 第8次拡張事業(2次変更)  
北郷地区の取水地点の変更及び浄水方法の変更  
紫外線処理方式
- ・平成30年4月 簡易水道統合事業完了

### (3) 施設の現況

水 源	地下水、湧水、表流水、ダム水		
施 設 数	浄水施設	11	管路延長
	配水施設	24	
施設能力	17,330m <sup>3</sup> /日	施設利用率	43.75%

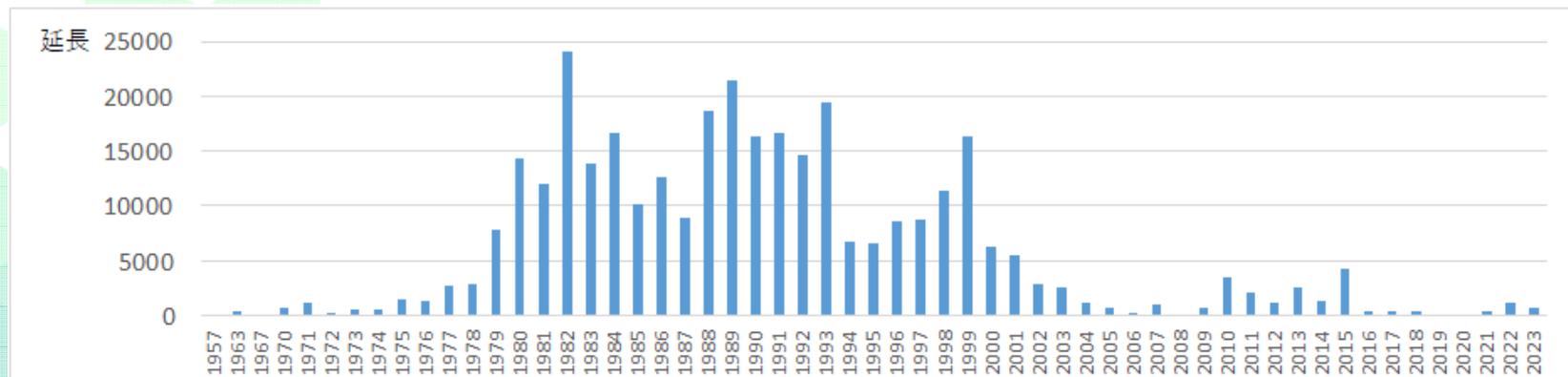
※令和5年度末時点

※令和5年度一日最大配水量  
13,039m<sup>3</sup>

※令和4年度一日最大配水量  
15,337m<sup>3</sup>

### (4) 管路の現況

昭和55(1980)年度頃から平成12(2000)年度頃にかけて布設された管路が多く、全体の80%以上を占めている。法定耐用年数40年(地公法施行規則)



## (5)耐震化の状況

本市の管路のうち、基幹管路である導水管・送水管・配水本管の令和5（2023）年度末現在の延長は、84,063.4m。また、耐震管と耐震適合管を合わせた耐震適合率は、14.86%となっている。一方、基幹管路以外の配水支管などの耐震適合率は93.6%と高くなっている。

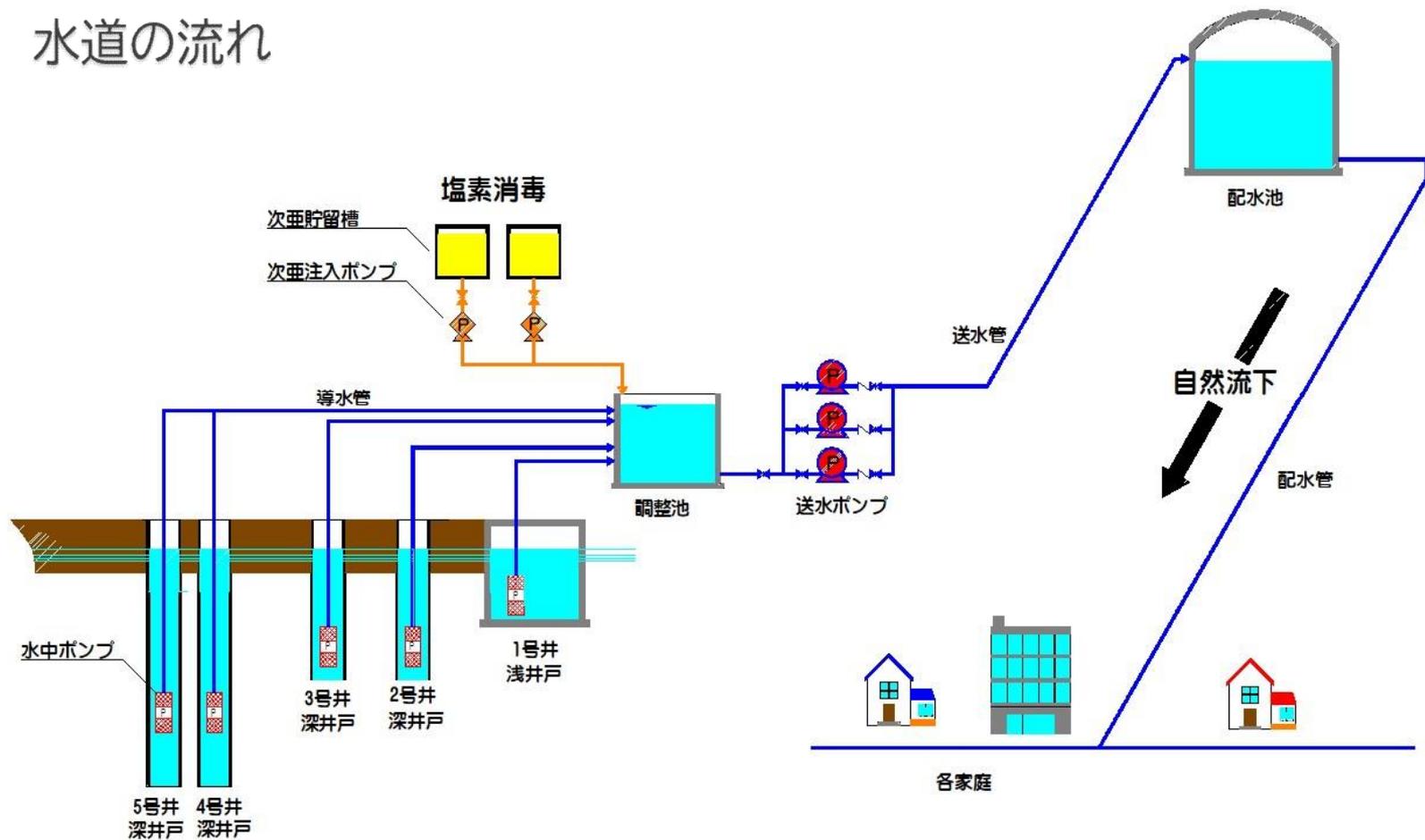
	延長(m)			耐震化率	耐震適合率
	管路延長	耐震管	耐震適合管		
	A	B	C	B/A	(B+C)/A
導水管	7,502	413.5	2,826.3	5.51%	43.19%
送水管	35,469.5	2,781.2	1,673.0	7.84%	12.56%
配水本管	41,092.3	2,302.1	2,496.8	5.60%	11.68%
合計	84,063.4	5,496.8	6,996.1	6.54%	14.86%

# 給水区域図





# 水道の流れ



## 1.2 水道料金について

### (1)水道料金体系

本市の水道料金は、基本料金と超過料金からなる2部料金制を採用。基本料金は口径別、超過料金は使用水量が多くなるほど単価が高くなる逦増方式をとっている。

現行料金(税込)	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
メーター口径	水量	料金	10立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える 分
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,265円	132円	148.5円	154円	181.5円
20ミリメートル		1,430円				
25ミリメートル		1,650円				
40ミリメートル		1,870円				
50ミリメートル		2,640円				
75ミリメートル		4,675円				
100ミリメートル		7,040円				

## (2)水道料金改定の推移 (税抜)

改定年度	基本料金		超過料金(1 m <sup>3</sup> につき：円)				備 考
	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超分	
昭和34年	10	200	25				
昭和40年	10	300	30				基本料金引上率50%
昭和42年	10	330	33				基本料金引上率10%
昭和50年	10	450	45				基本料金引上率36%
昭和54年	10	500	50	55		60	基本料金引上率11.1%
昭和56年	10	700	75	85		95	基本料金引上率40%
昭和61年	10	1,050	105	120		145	基本料金引上率50% (平均引上率43.8%)
平成23年	10	1,100	113	128	130	155	基本料金引上率4.7% (平均引上率6.3%)
平成24年	10	1,150	120	135	140	165	基本料金引上率4.5% (平均引上率6.3%)

### (3) 県内自治体の水道料金一覧(R7.3現在)(口径別)

市町	基本料(円)			超過料金(円/m)		
	口径等	税抜	税込	m	税抜	税込
勝山市	13mm	1,150	1,265	11m~30m	120	132
	20mm	1,300	1,430	31m~50m	135	148.5
	25mm	1,500	1,650	51m~100m	140	154
	40mm	1,700	1,870	100m~	165	181.5
	50mm	2,400	2,640			
	75mm	4,250	4,675			
	100mm	6,400	7,040			
福井市	13mm	1,860	2,046	1m~20m	14	15.4
	20mm	1,900	2,090	21m~40m	98	107.8
	25mm	2,200	2,420	41m~60m	115	126.5
	40mm	4,200	4,620	61m~80m	148	162.8
	50mm	9,800	10,780	81m~300m	192	211.2
	75mm	25,000	27,500	300m~	217	238.7
	100mm	40,800	44,880			
	150mm	85,800	94,380			
敦賀市	200mm	150,400	165,440			
	13mm	1,920	2,112	1m~20m	4	4.4
	20mm	2,280	2,508	21m~60m	102	112.2
	25mm	2,880	3,168	61m~200m	114	125.4
	40mm	3,360	3,696	201m~	126	138.6
	50mm	5,520	6,072			
	75mm	8,400	9,240			
	100mm	10,800	11,880			
鯖江市	13mm	1,300	1,430	10m~40m	130	143
	20mm	1,300	1,430	40m~100m	140	154
	25mm	6,000	6,600	100m~600m	150	165
	30mm	7,400	8,140	600m~	160	176
	40mm	10,000	11,000			
	50mm	13,000	14,300			
	75mm	20,000	22,000			
100mm	26,000	28,600				

市町	基本料(円)			超過料金(円/m)			
	口径等	税抜	税込	m	税抜	税込	
越前市	13mm	1,680	1,848	・13mmと20mm			
	20mm	2,640	2,904	11m~20m	40	44	
	25mm	7,000	7,700	・上記以外			
	40mm	22,000	24,200	1m~10m	40	44	
	50mm	36,000	39,600	11m~20m	60	66	
	75mm	72,000	79,200	・全て			
	100mm	120,000	132,000	21m~60m	180	198	
	150mm	200,000	220,000	61m~200m	240	264	
				201m~	260	286	
				11m~20m	165	181.5	
大野市	家事用	1,500	1,650	11m~30m	210	231	
	営業用	1,650	1,815	31m~	250	275	
	病院 官公署用	1,500	1,650	11m~20m	180	198	
	学校用	19,950	21,945	21m~	225	247.5	
	工場用	8,350	9,185	101m~	210	231	
				41m~1,500m	250	275	
				1,500m~	70	77	
				11m~	165	181.5	
あわら市	全口径	1,300	1,430				
	坂井市	13mm	990	1,089			
		20mm	1,210	1,331			
		25mm	1,320	1,452			
		40mm	1,430	1,573	11m~	143	157.3
		50mm	1,540	1,694			
		75mm	2,090	2,299			
		100mm	2,310	2,541			
		150mm	3,740	4,114			
		小浜市	13mm	800	880	9m~10m	110
20mm			1,100	1,210	11m~30m	120	132
25mm	1,400		1,540	31m~100m	130	143	
40mm	2,700		2,970	101m~	140	154	
50mm	3,700		4,070				
75mm	7,800		8,580				

市町	基本料(円)			超過料金(円/m)		
	口径等	税抜	税込	m	税抜	税込
永平寺町	13mm	1,000	1,100	11m~	100	110
	20mm					
	25mm					
	40mm					
	50mm					
	75mm					
100mm						
越前町	全口径	1,300	1,430	11m~100m	130	143
				101m~	135	149
南越前町	全口径	1,350	1,485	21m~100m	180	198
				101m~	200	220
美浜町	13mm	1,000	1,100	11m~30m	100	110
	20mm	1,200	1,320	31m~50m	110	121
	25mm	1,400	1,540	51m~100m	120	132
	40mm	2,000	2,200	101m~200m	130	143
	50mm	4,000	4,400	201m~	150	165
	75mm	7,000	7,700			
若狭町	100mm	10,000	11,000			
	13mm	1,300	1,430	6m~10m	50	55
	20mm	1,400	1,540	11m~30m	145	159.5
	25mm	2,600	2,860	31m~50m	160	176
	40mm	3,900	4,290	51m~100m	165	181.5
	50mm	5,900	6,490	101m~200m	170	187
高浜町	75mm	7,800	8,580	201m~	180	198
	100mm	9,100	10,010			
	家庭用	900	990			90 99
	官公学用	1,200	1,320			110 121
	営業用	1,200	1,320	11m~		110 121
	民宿用	1,100	1,210			100 110
臨時用					200 220	

## (4)各市町料金体系に差がある要因

- ・給水地域における地理的要因

  - ⇒水源の種類やその取得条件(取水費用等)の違い など

- ・給水地域における歴史的要因

  - ⇒水道布設年次、水道建設費の多寡 など

- ・社会的要因

  - ⇒人口密度、生活様式等による需要構造の違い など

- ・外部不経済的要因

  - ⇒水道水源の質的悪化 など

- ・内部組織的な要因

  - ⇒経営の効率化 など

## (5) 使用量毎の水道料金の比較

### 水道料金一覧(R7.3現在)(家事用)

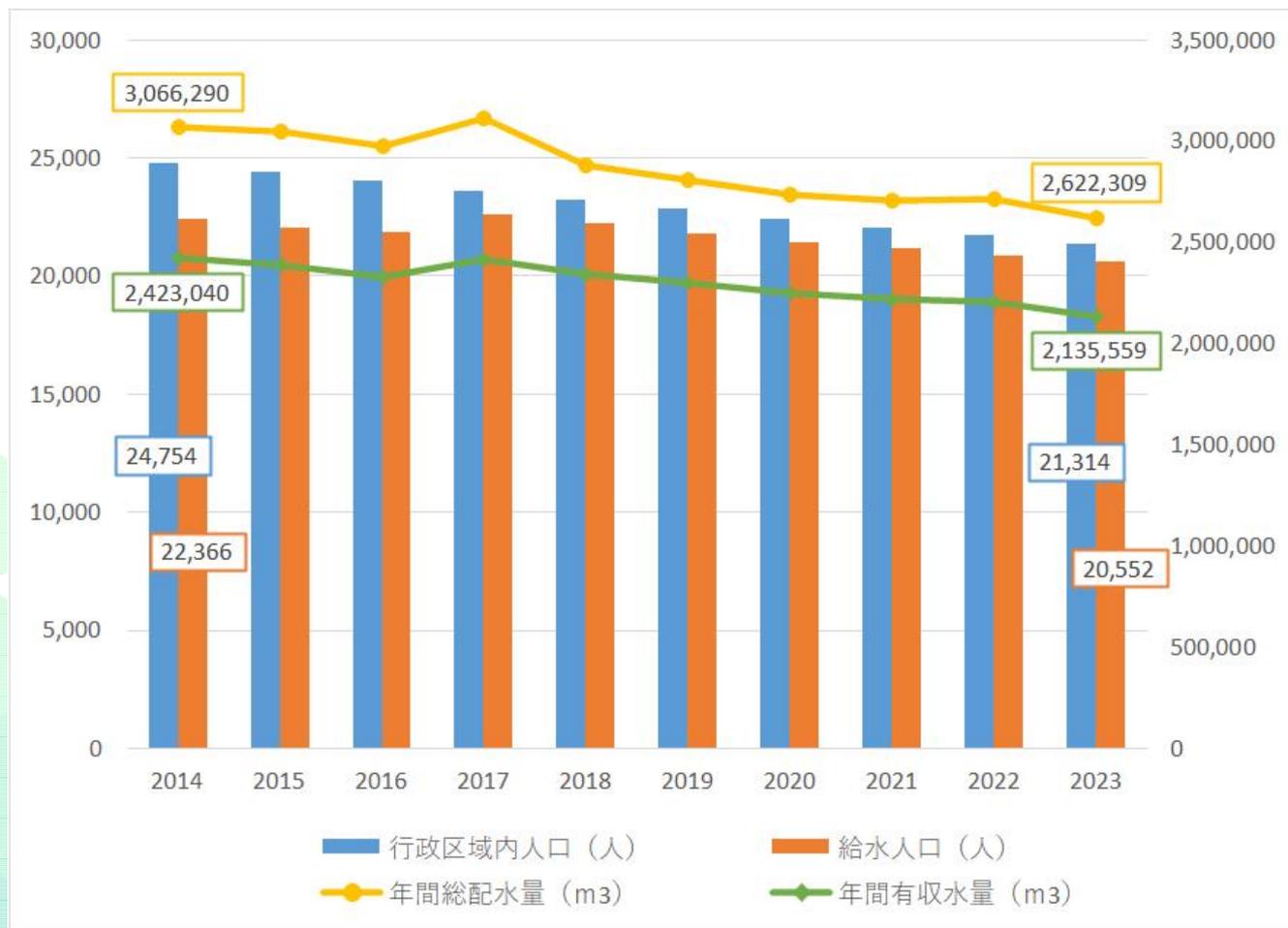
(税込)

自治体名	使用水量19m <sup>3</sup> /月		順位 (13mm)	使用水量40m <sup>3</sup> /月		順位 (13mm)	使用水量60m <sup>3</sup> /月		順位 (13mm)	使用水量80m <sup>3</sup> /月		順位 (13mm)
	13mm	20mm		13mm	20mm		13mm	20mm		13mm	20mm	
勝山市	2,453	2,618	7	5,390	5,555	9	8,415	8,580	9	11,495	11,660	8
福井市	2,339	2,383	8	4,510	4,554	11	7,040	7,084	11	10,296	10,340	11
敦賀市	2,196	2,592	11	4,444	4,840	14	6,688	7,084	13	9,196	9,592	13
鯖江市	2,717	2,717	4	5,720	5,720	7	8,800	8,800	7	11,880	11,880	7
越前市	2,244	3,300	10	6,248	7,304	4	10,040	11,264	4	15,320	16,544	2
大野市	3,416	3,482	1	8,085	8,085	1	12,705	12,870	1	17,325	17,490	1
あわら市	3,064	3,064	3	6,875	6,875	2	10,505	10,505	2	14,135	14,135	3
坂井市	2,505	2,747	6	5,808	6,050	5	8,954	9,196	6	12,100	12,342	6
小浜市	2,310	2,640	9	5,192	5,522	10	8,052	8,382	10	10,912	11,242	10
永平寺町	2,145	2,200	12	4,455	4,510	13	6,655	6,710	14	8,855	8,910	14
越前町	2,717	2,717	4	5,775	5,775	6	8,580	8,580	8	11,440	11,440	9
南越前町	1,485	1,485	15	5,445	5,445	8	9,405	9,405	5	13,365	13,365	5
美浜町	2,090	2,310	13	4,510	4,730	11	7,040	7,260	11	9,680	9,900	12
若狭町	3,141	3,251	2	6,655	6,765	3	10,230	10,340	3	13,860	13,970	4
高浜町	1,951	2,031	14	4,030	4,110	15	6,010	6,090	15	7,990	8,070	15
池田町	1,485	2,970	15	2,585	2,970	16	4,785	2,970	16	6,985	5,610	16
おおい町	1,045	1,045	17	2,200	2,200	17	3,300	3,300	17	4,400	4,400	17

※南越前町、池田町は2か月毎の基本料金設定となっているため、半額で掲載。

※おおい町は上下水道で請求。基本料金及び超過料金は半額で掲載。

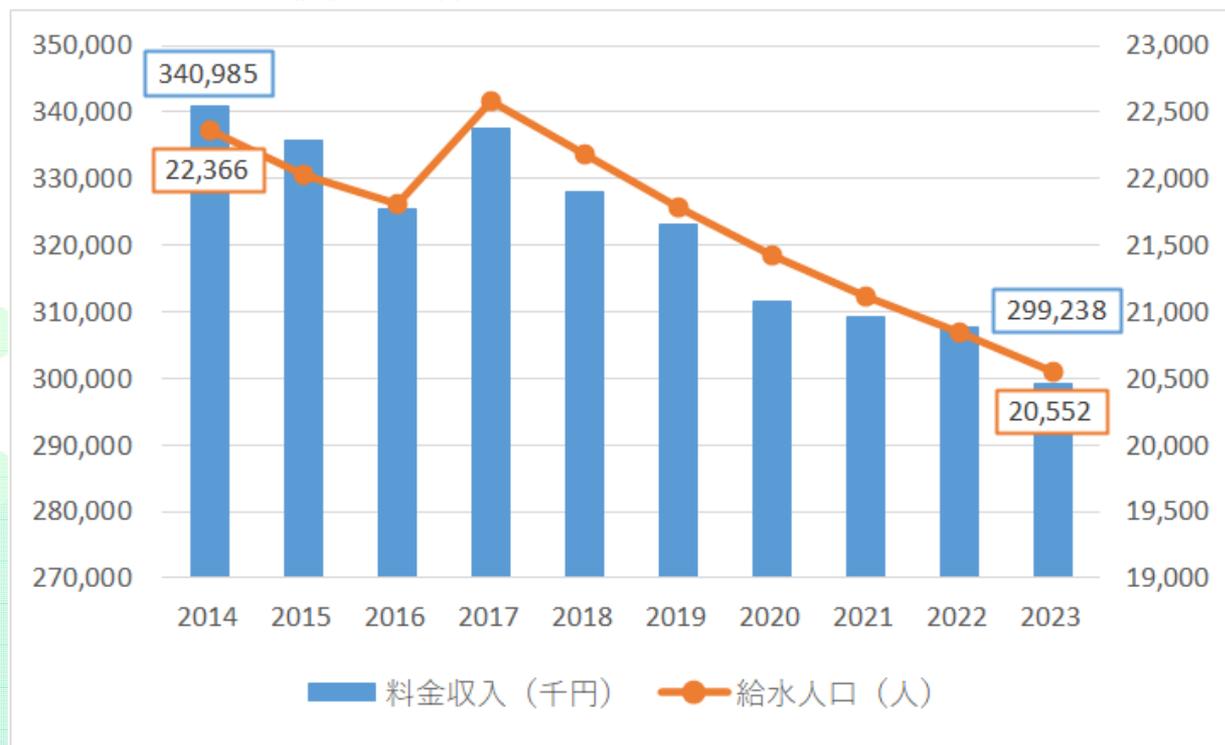
## (6)給水人口及び有収水量の推移



## (7)料金収入の推移

給水人口の減少等に伴い、料金収入も減少している。

給水人口、料金収入ともに、平成29(2017)年度は簡易水道の統合の影響により増加したがその後は減少している。

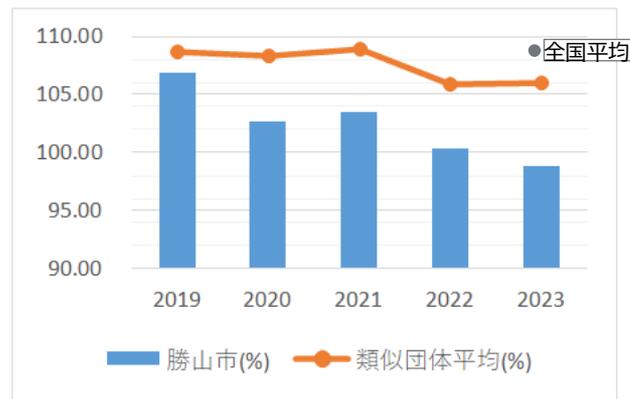


## 1.3 水道料金比較経営状況

### (1) 経常収支比率

給水収益などの経常収益で維持管理費や支払利息などの経常費用をどの程度賄えているかを表す指標。比率が高いほど経常利益が高いことを示しており、100%以上が望ましいとされている。類似団体平均及び全国平均より低くなっている。

令和5(2023)年度は、経常収益で経常費用が賄えず、赤字決算となった。

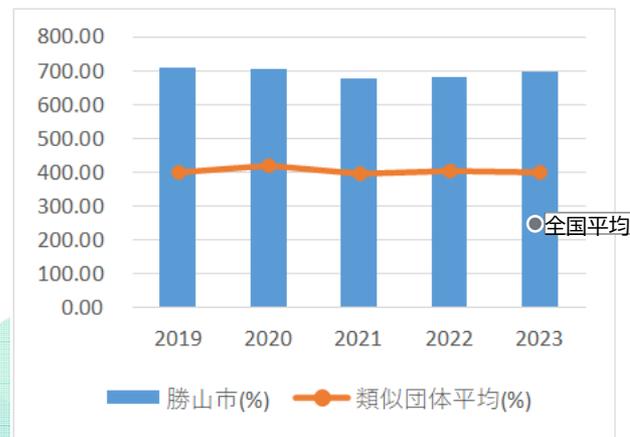


### (2) 企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表している。

簡易水道統合により企業債残高が増加したため、比率は高くなっている。

令和9年度から企業債残高は減少していく見込。

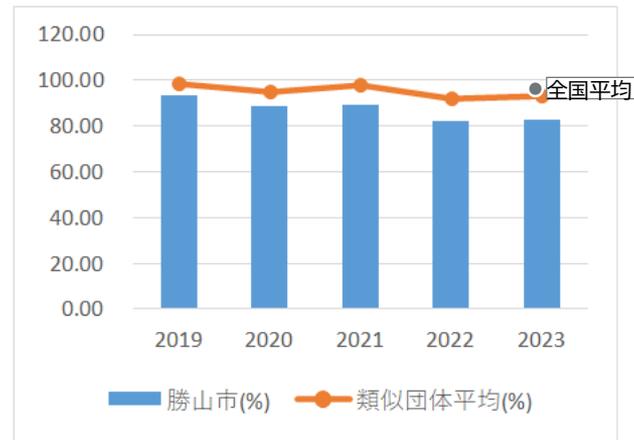


### (3)料金回収率

給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標。100%を下回っている場合は、適正な給水収益の確保及び給水原価の削減が求められる。

人口減少等に伴う給水収益の減少、原材料価格の高騰等による給水原価の上昇により、比率は年々減少傾向にある。

経常収支比率には、長期前受金戻入額等が含まれているが、料金回収率には含まれていない。



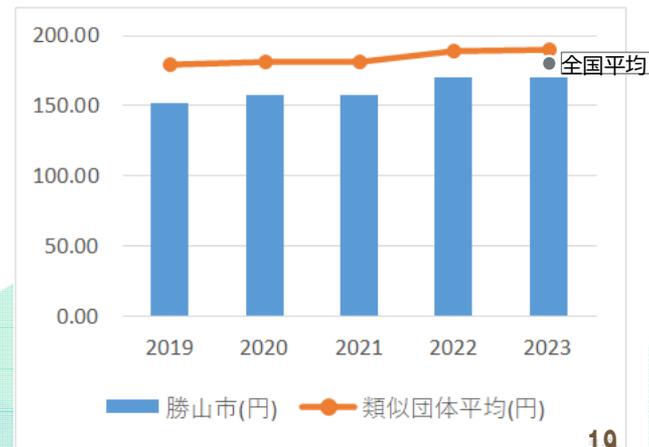
### (4)給水原価

有収水量1m<sup>3</sup>あたり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。

令和5(2023)年度の金額は169.95円。

類似団体平均及び全国平均より低くなっている。

水源のほとんどを地下水としていることや、地形を利用した自然流下方式の配水が多いことから、比較的安価となっているが、原材料価格等の高騰、有収水量の減少等により比率は年々上昇傾向にある。



## 2. 勝山市の公共下水道、 農業集落排水事業について

## 2.1 勝山市公共下水道事業、農業集落排水事業の概要

### (1) 下水道事業の現況

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の2事業がある。昭和51年8月21日に、汚水、雨水ともに都市計画決定後、下水道法認可、都市計画法認可を受け、昭和52年3月より事業に着手。昭和60年6月1日に汚水処理場を一部供用開始。その後、11回の事業変更認可を得ながら、整備区域の拡大に努め、令和5年度末には、下水管渠(汚水)の総延長は239km、下水道普及率86.5%、処理区域面積945ha、水洗化率92.2%となった。

また、雨水事業として、雨水幹線や貯留施設等の整備、維持管理を行うことにより、適切な雨水排除や河川からの逆流による内水浸水被害の軽減を図っている。

農業集落排水事業は、5つの処理区を有している。

## 公共下水道事業の概要

供用開始年月日	昭和60(1985)年 6月1日	法適・非適の区分	令和6(2024)年 4月1日 法適(全部適用)
処理区域内人口密度	22.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(勝山処理区)		
処理場数	1(勝山浄化センター)		
広域化共同化最適化 実施状況	汚泥処理の共同化 勝山永平寺衛生管理組合が処理しているし尿及び浄化槽汚泥を 勝山浄化センターで受け入れるため、汚泥受入施設整備事業を実施 (令和9(2027)年4月1日供用開始予定)		

※令和5年度末現在

## 農業集落排水事業の概要

	神谷地区	北野津又地区	勝山西部地区	勝山東部地区	伊知地・坂東島地区
供用開始年月日	平成9年 (1997) 3月18日	平成11年 (1999) 3月30日	平成15年 (2003) 3月31日	平成19年 (2007) 3月31日	平成23年 (2011) 3月31日
法適・非適の区分	令和6年4月1日 法適(全部適用)				
管路施設(km)	3.187	3.310	15.198	18.199	6.806
マンホールポンプ所数	2	3	9	9	0
事業計画面積(ha)	10	9	70	44	31
計画処理人口(人)	260	210	1,650	1,230	850
計画処理量(m <sup>3</sup> /日)	70.2	56.7	445.5	333.0	230.0
水洗化率(%)	100.0	100.0	84.4	89.9	69.7

※令和5年度末現在

## (2)各事業の位置づけ

### ・公共下水道事業(所管:国土交通省)

主として、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道(勝山市は汚水と雨水を分けて処理する分流方式を採用)

流域下水道:原則2以上の市町村の区域における下水を排除かつ終末処理場を有するもの

都市下水路:主として市街地において専ら雨水排除を目的とするもの。処理場はない。

### ・農業集落排水事業(所管:農林水産省)

農業集落におけるし尿や生活雑排水等を処理する施設やそこで発生した汚泥や処理水等の循環利用を目的とした施設等の整備。

浄化槽法の適用(工場排水は除外)

農業振興地域内の集落、おおむね20戸以上

### (3) 下水道事業の沿革

- ・昭和52年 2月 事業認可 市街地内の229haで事業着手
- ・昭和56年 6月 変更事業認可 275ha
- ・昭和56年 7月 勝山浄化センター建設着手 日本下水道事業団委託
- ・昭和57年10月 勝山市下水道条例及び勝山都市計画下水道受益者負担に関する条例の制定
- ・昭和60年 6月 変更事業認可 422ha
- ・昭和60年 6月 勝山浄化センター供用開始  
処理能力 6,500m<sup>3</sup>/日
- ・昭和63年 5月 勝山市公共下水道基本計画の変更  
用途地域内と既存集落及びリゾート区域 885ha
- ・平成 元年 5月 変更事業認可 885ha
- ・平成 5年 7月 勝山浄化センター処理能力増設  
9,750m<sup>3</sup>/日
- ・平成 9年12月 勝山市公共下水道基本計画の変更  
長尾山公園追加 970ha
- ・平成 9年12月 変更事業認可 885ha  
長尾山公園を認可区域について
- ・平成12年 7月 勝山浄化センター処理能力増設  
13,000m<sup>3</sup>/日
- ・平成15年 3月 勝山市公共下水道基本計画の変更  
計画目標年次(H27)及び既存集落の見直し 970ha
- ・平成16年 5月 変更事業認可 970ha  
既存集落の一部追加
- ・平成16年 7月 勝山浄化センター増設及び改築工事着手  
機械濃縮設備(H16~18)、第1期改築更新(H16~20)
- ・平成21年 3月 変更事業認可 970ha  
計画処理人口 22,000人  
計画汚水量18,412m<sup>3</sup>/日、計画処理能力18,500m<sup>3</sup>/日
- ・平成21年 4月 勝山浄化センター包括的民間委託開始
- ・平成21年 6月 勝山浄化センター改築工事着手  
第2期改築更新(H21~24)
- ・平成23年 3月 下水道使用料減免実施要綱改正
- ・平成24年 4月 三谷川河川整備事業着手
- ・平成25年 6月 勝山浄化センター改築工事着手  
第3期改築更新(H25~28)
- ・平成25年 7月 変更事業認可  
排水区域 汚水 945ha 雨水 441ha
- ・平成30年 7月 勝山浄化センター改築工事着手  
第4期改築更新(H30~R2)
- ・平成30年11月 変更事業認可  
計画期間の延長(R1年度まで→R4年度までに延長)

## (4) 施設及び管路の現況

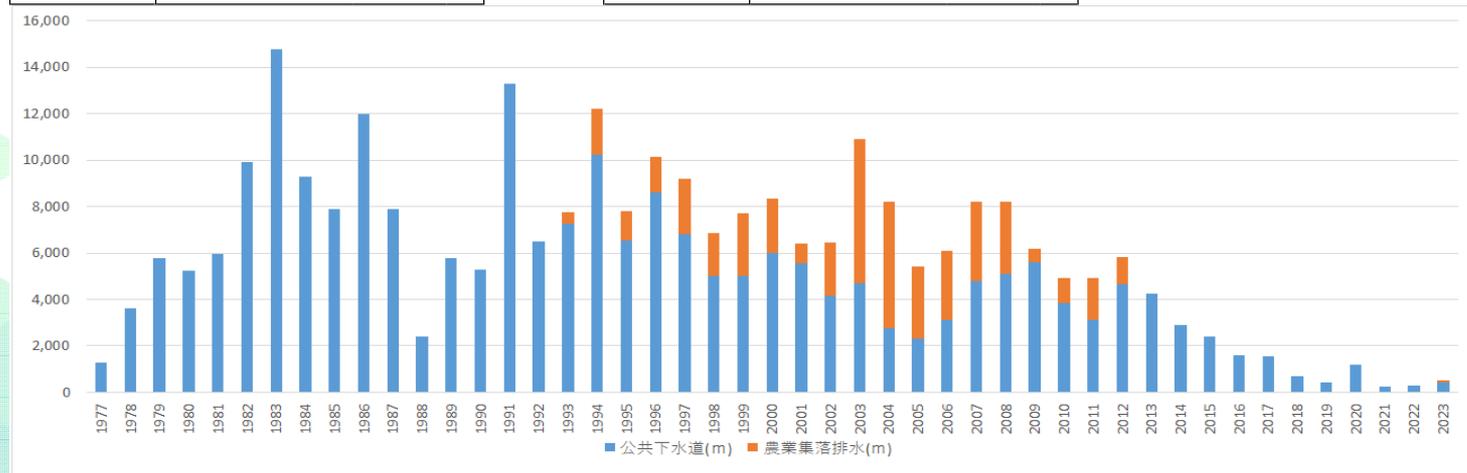
昭和54年(1979)年度頃から平成25(2013)年度頃にかけて布設された管渠が多く、耐用年数50年を超える管渠が令和9年度から始まります。

下水道事業

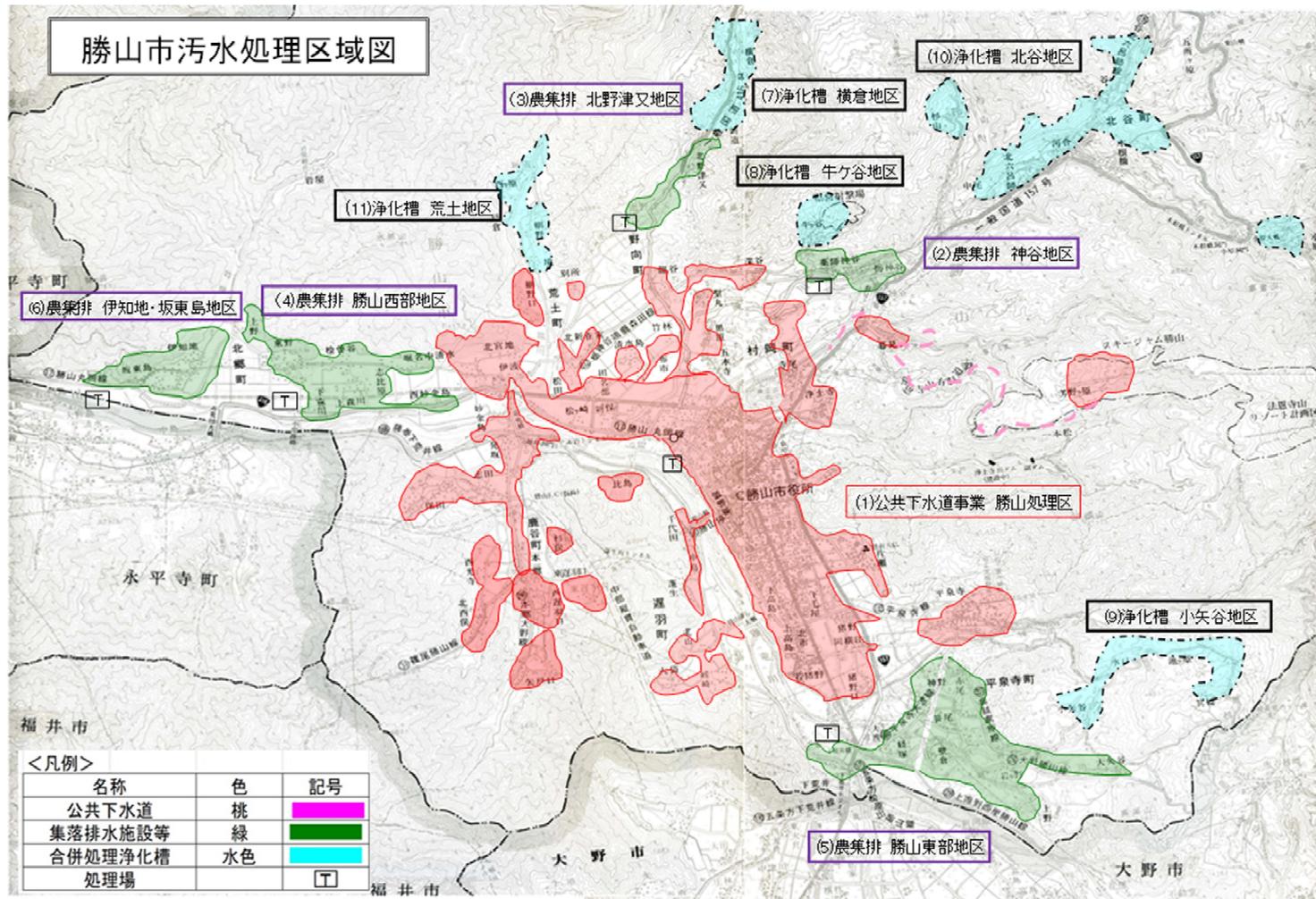
処理区数	1箇所(勝山処理区)
処理場数	1箇所(勝山浄化センター)
処理能力	14,500 m <sup>3</sup> /日
管路延長	239,971 m
マンホールポンプ所	53箇所

農業集落排水事業

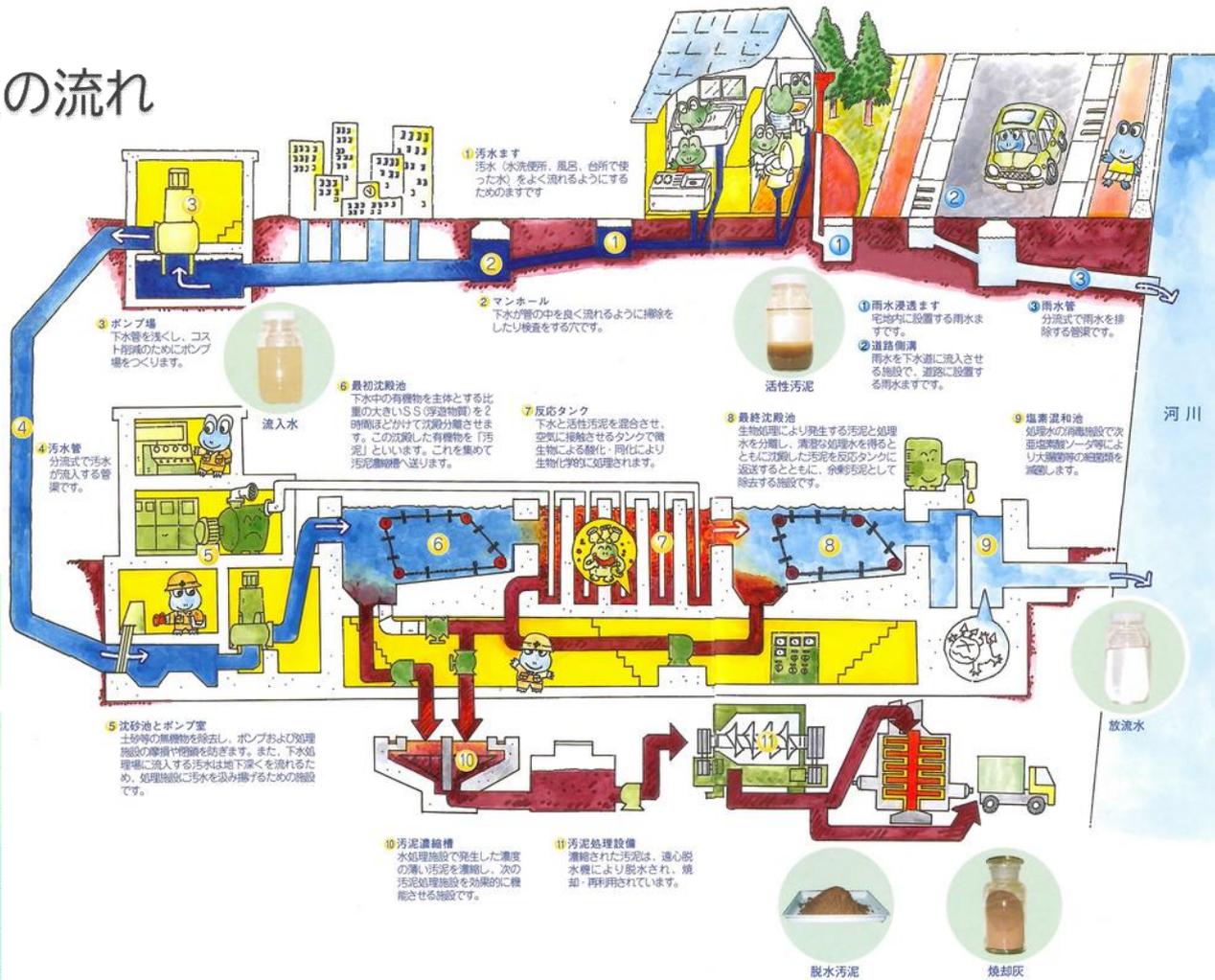
処理区数	5箇所
処理場数	5箇所
処理能力	1,135 m <sup>3</sup> /日
管路延長	46,700 m
マンホールポンプ所	23箇所



# 勝山市污水处理区域图

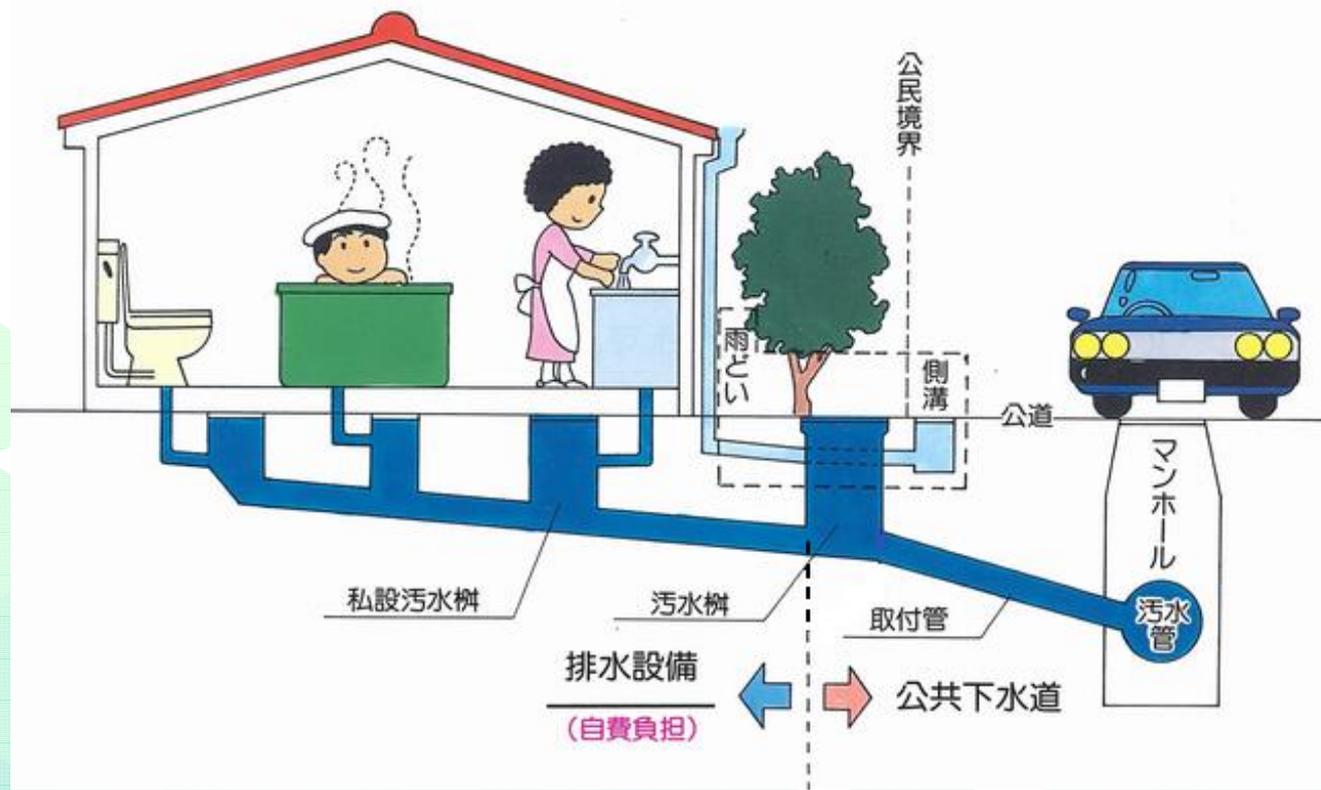


# 下水道の流れ



# 下水道の管理

- 分流式 雨水は側溝へ接続
- 合流式 雨水は汚水桝へ接続



## 2.2 下水道使用料について

### (1)下水道使用料体系

本市の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料は、同じ使用料体系であり、基本使用料と従量使用料からなる2部使用料制を採用している。従量使用料は、汚水排除量が多くなるほど単価が高くなる逦増方式となっている。

使用区分	使用料区分	排水量等	料金(税込)
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	1,353円
		10立方メートルを超え30立方メートル以下の分	143円
	従量使用料(1立方メートルにつき)	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	165円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	187円
		100立方メートルを超える分	214.5円
公衆浴場汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	1,353円
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超える分	69.3円

上記使用料の他、計測器(メーター)使用料があり、口径・種類毎に55円~4,015円が賦課される。

## (2) 下水道使用料改定の推移 (税抜)

改定年度	基本使用料		従量使用料(1 m <sup>3</sup> につき：円)				備 考
	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超分	
昭和60年	10	1,000	100	120	130	160	
平成10年	10	1,110	111	133	144	178	引上率11%
平成22年	10	1,230	130	150	170	195	引上率12.6%

# (3) 県内自治体の下水道料金一覧(R7.3現在)(用途別)

市町	基本料(円)		超過料金(円/m)			
	仕様区分	税抜	税込	m	税抜	税込
勝山市	一般汚水	1,230	1,353	11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	130	143
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	150	165
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	170	187
				100m <sup>2</sup> ~	195	214.5
	公衆浴場汚	1,230	1,353	11m <sup>2</sup> ~	63	69.3
福井市	一般汚水	2,100	2,310	0m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup>	11	12.1
				21m <sup>2</sup> ~40m <sup>2</sup>	122	134.2
				41m <sup>2</sup> ~60m <sup>2</sup>	138	151.8
				61m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	161	177.1
				101m <sup>2</sup> ~400m <sup>2</sup>	208	228.8
				401m <sup>2</sup> ~1,000m <sup>2</sup>	222	244.2
				1,000m <sup>2</sup> ~	230	253
	公衆浴場汚	8,280	9,108	0m <sup>2</sup> ~200m <sup>2</sup>	0	0
				201m <sup>2</sup> ~	46	50.6
	井戸水併用	無	無	0m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup>	116	127.6
				21m <sup>2</sup> ~は一般汚水と同額		
敦賀市	一般汚水	2,280	2,508	1m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup>	6	6.6
				21m <sup>2</sup> ~40m <sup>2</sup>	126	138.6
				41m <sup>2</sup> ~60m <sup>2</sup>	150	165
				61m <sup>2</sup> ~80m <sup>2</sup>	174	191.4
				81m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	198	217.8
				101m <sup>2</sup> ~200m <sup>2</sup>	224	246.4
				201m <sup>2</sup> ~	245	269.5
				浴場汚水	2,280	2,508
				21m <sup>2</sup> ~40m <sup>2</sup>	126	138.6
				41m <sup>2</sup> ~60m <sup>2</sup>	150	165
				61m <sup>2</sup> ~	47	51.7
鯖江市	一般汚水	2,120	2,332	11m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup>	42	46.2
				21m <sup>2</sup> ~40m <sup>2</sup>	169	185.9
				41m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	182	200.2
				101m <sup>2</sup> ~600m <sup>2</sup>	194	213.4
				601m <sup>2</sup> ~	207	227.7

市町	基本料(円)		超過料金(円/m)			
	仕様区分	税抜	税込	m	税抜	税込
越前市	一般汚水	2,200	2,420	21m <sup>2</sup> ~60m <sup>2</sup>	133	146.3
				61m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	162	178.2
				101m <sup>2</sup> ~200m <sup>2</sup>	177	194.7
				201m <sup>2</sup> ~600m <sup>2</sup>	192	211.2
				601m <sup>2</sup> ~	206	226.6
大野市	一般汚水	1,400	1,540	11m <sup>2</sup> ~20m <sup>2</sup>	150	165
				21m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	160	176
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	170	187
				101m <sup>2</sup> ~	180	198
公衆浴場汚水	1,400	1,540	11m <sup>2</sup> ~	70	77	
あわら市	一般汚水	1,400	1,540	11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	135	148.5
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	145	159.5
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	155	170.5
				101m <sup>2</sup> ~	165	181.5
				11m <sup>2</sup> ~	65	71.5
	公衆浴場汚	1,400	1,540	11m <sup>2</sup> ~	70	77
温泉汚水	28,500	31,350	1籠泉井につき基本料金			
坂井市	一般汚水	1,320	1,452	11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	144	158.4
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	156	171.6
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	180	198
				101m <sup>2</sup> ~	204	224.4
				11m <sup>2</sup> ~	66	72.6
				公衆浴場		1,452
小浜市	一般汚水	1,350	1,485	9m <sup>2</sup> ~10m <sup>2</sup>	160	176
				11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	185	204
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	200	220
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	210	231
				100m <sup>2</sup> ~	225	248
				公衆浴場汚	1,350	1,485
			11m <sup>2</sup> ~	80	88	

市町	基本料(円)		超過料金(円/m)							
	仕様区分	税抜	税込	m	税抜	税込				
永平寺町	一般汚水	1,100	1,210	11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	120	132				
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	130	143				
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	150	165				
				101m <sup>2</sup> ~1,000m <sup>2</sup>	170	187				
				1,001m <sup>2</sup> ~	185	203.5				
				公衆浴場	1,100	1,210	11m <sup>2</sup> ~	55	60.5	
越前町	一般汚水	1,300	1,430	11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	130	143				
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	140	154				
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	150	165				
				101m <sup>2</sup> ~	165	182				
南越前町	一般住宅	1,650	1,815	1人当たり	1500	1,650				
	事務所等	1,650	1,815	21m <sup>2</sup> ~	200	220				
美浜町	一般家庭	1,400	1,540	2人以上の場合1人当たり	1260	1,386				
				水洗便所未接続の場合						
				2人世帯	2100	2,310				
				3人以上の場合1人当たり	980	1,078				
一般家庭以	1,400	1,540	11m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	140	154					
			51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	150	165					
			101m <sup>2</sup> ~200m <sup>2</sup>	160	176					
			200m <sup>2</sup> ~	180	198					
若狭町	一般用	2,250	2,475	1人当たり	750	825				
	業務用	2,250	2,475	10人以下1人当たり	750	825				
高浜町	一般	900	990	11m <sup>2</sup> ~30m <sup>2</sup>	90	99				
				31m <sup>2</sup> ~50m <sup>2</sup>	100	110				
				51m <sup>2</sup> ~100m <sup>2</sup>	120	132				
				101m <sup>2</sup> ~300m <sup>2</sup>	140	154				
				300m <sup>2</sup> ~	160	176				
				一時使用			1m <sup>2</sup> ~	200	220	
				池田町	一般家庭	2,700	2,970	世帯員1人当たり	500	550
				事業所	5,000	5,500	81m <sup>2</sup> ~140m <sup>2</sup>	130	143	
							141m <sup>2</sup> ~200m <sup>2</sup>	140	154	
							201m <sup>2</sup> ~300m <sup>2</sup>	150	165	
				301m <sup>2</sup> ~	160	176				
おおい町	家事用	500	550		50	55				
	営業用	600	660	10m <sup>2</sup> ~	55	61				
	官公署用	750	825		75	83				

※南越前町、池田町は2か月毎の基本料金設定となっているため、半額で掲載。  
※おおい町は上下水道で請求。基本料金及び超過料金は半額で掲載。

## (4) 使用量毎の下水道使用料の比較

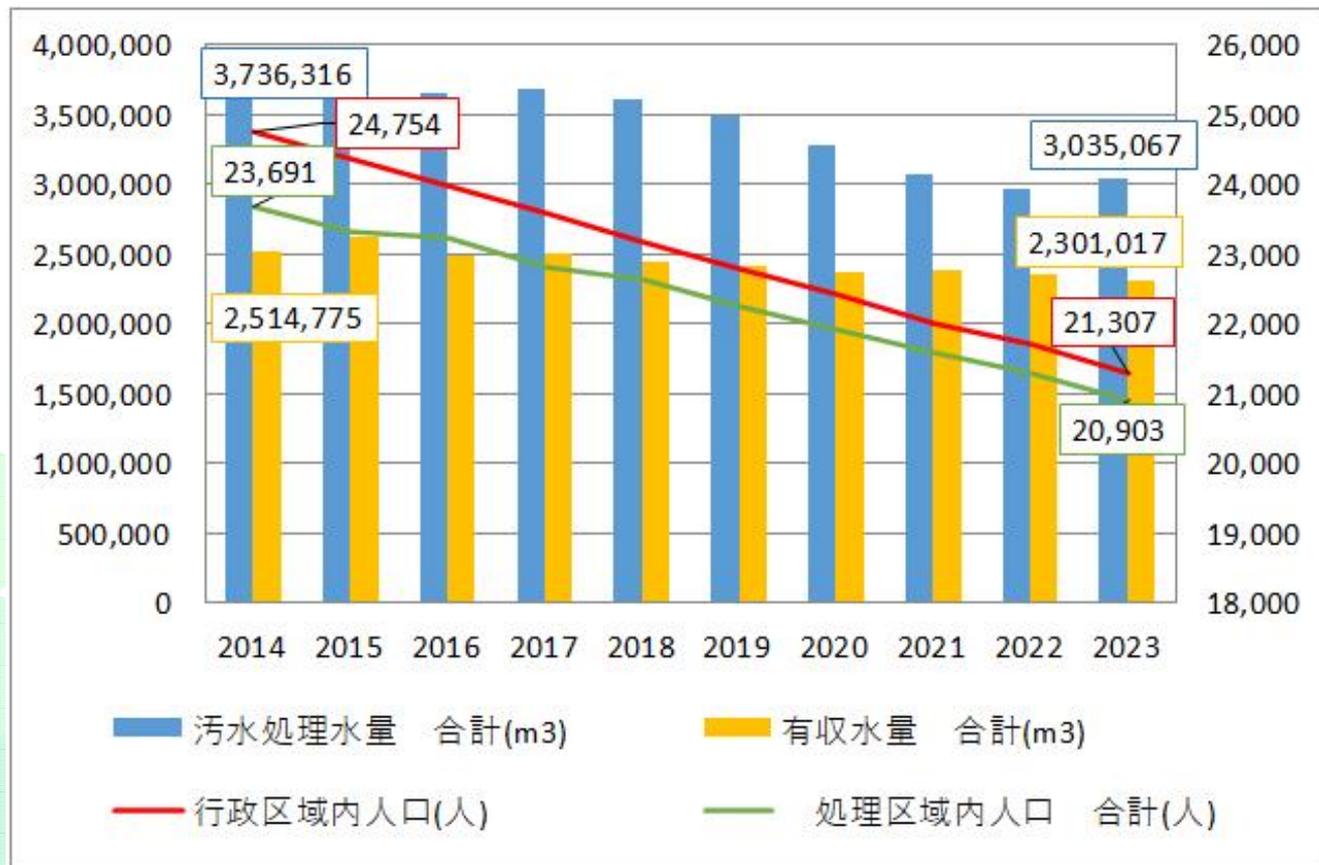
### 下水道料金一覧(R7.3現在)(一般汚水)

(税込)

自治体名	使用汚水量 21m <sup>3</sup> /月	順位	使用汚水量 40m <sup>3</sup> /月	順位	使用汚水量 60m <sup>3</sup> /月	順位	使用汚水量 80m <sup>3</sup> /月	順位
勝山市	2,926	7	5,863	6	9,383	6	13,123	5
福井市	2,686	9	5,236	11	8,272	10	11,814	10
敦賀市	2,779	8	5,412	8	8,712	8	12,540	7
鯖江市	2,980	6	6,512	3	10,516	2	14,784	2
越前市	2,566	11	5,346	9	8,272	10	11,836	9
大野市	3,366	2	6,710	2	10,340	3	14,080	3
あわら市	3,174	4	6,105	5	9,405	5	12,815	6
坂井市	3,194	3	6,336	4	10,032	4	13,992	4
小浜市	4,081	1	8,117	1	12,627	1	17,247	1
永平寺町	2,662	10	5,280	10	8,360	9	11,660	11
越前町	3,003	5	5,830	7	9,020	7	12,320	8

※他の自治体に関しては、「一人当たり料金」等により算定しているため比較出来ない。

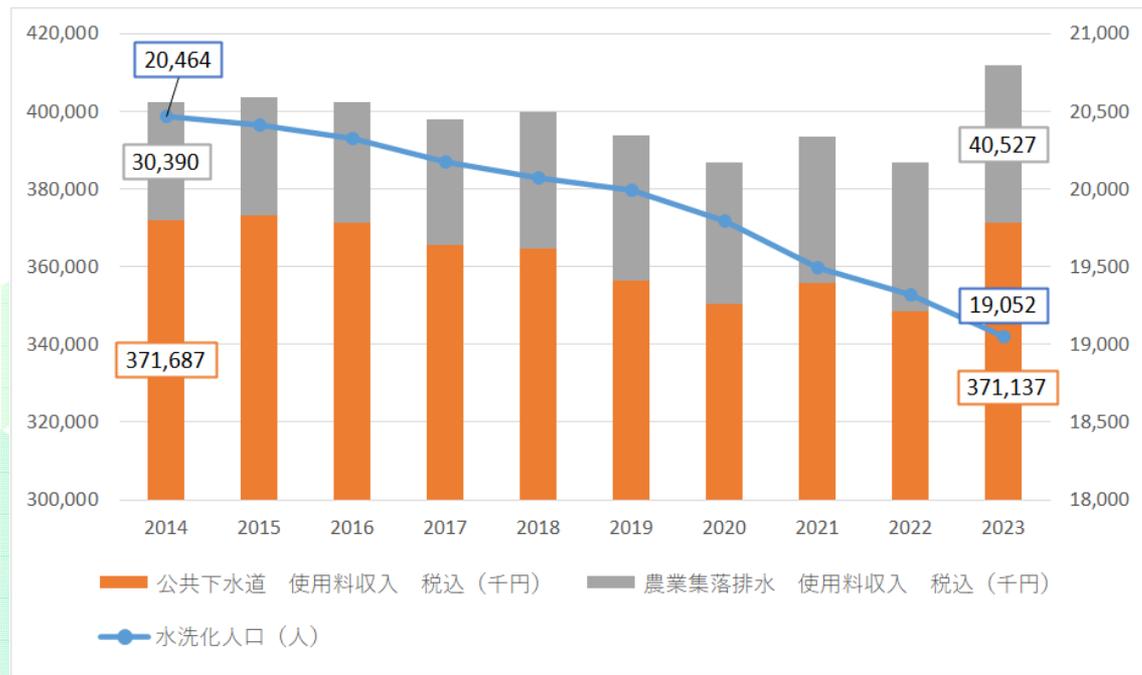
## (5) 汚水処理人口、汚水処理水量及び有収水量の推移



## (6) 使用料収入の推移

水洗化人口の減少に伴い、公共下水道と農業集落排水の使用料収入は減少傾向にある。

令和5年度の使用料収入が増加しているのは、奇数月の隔月請求から毎月請求への変更に伴う経過措置により、令和5年度の使用料収入が13か月分となったことによる。



## 2.3 下水道使用料比較経営状況について

### (1) 収益的収支比率

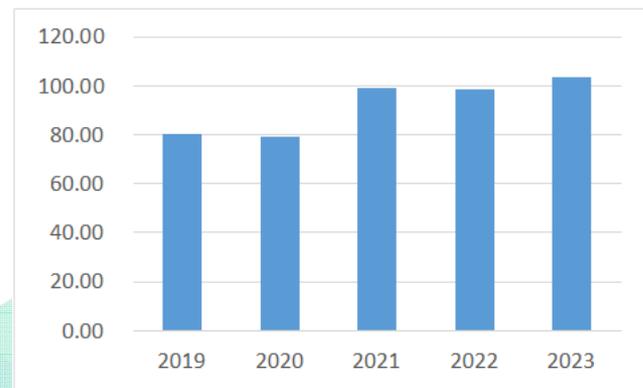
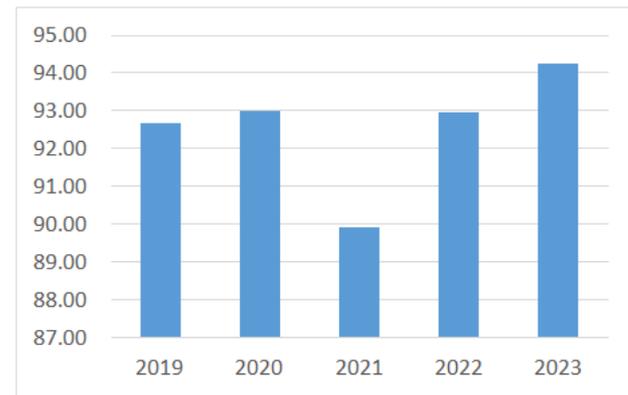
使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが望ましい。

#### ・公共下水道事業

令和5年度の比率は、94.22%で、100%を下回っている。  
令和6年4月1日に公営企業会計に移行するための打切決算となった影響で、前年度より高くなっている。

#### ・農業集落排水事業

令和5年度の比率は、102.99%で、100%を上回っている。  
令和6年4月1日に公営企業会計に移行するための打切決算となった影響で、前年度より高く、100%を上回っている。



## (2) 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。比率が低いほど望ましい。

### ・公共下水道事業

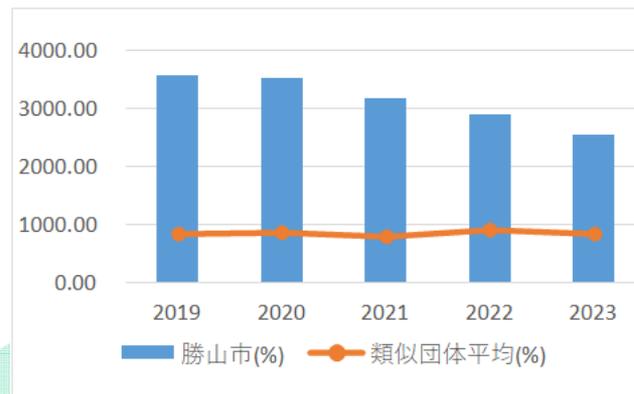
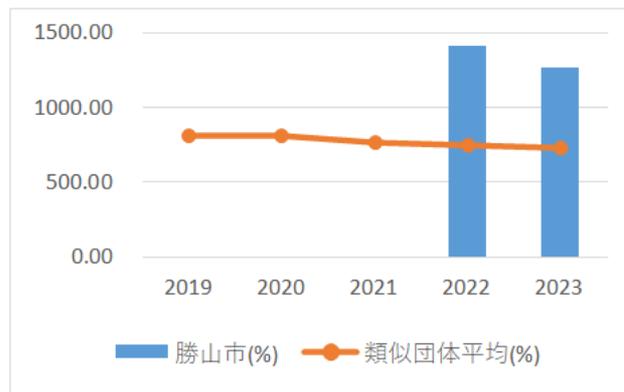
令和5年度の比率は、1,259.25%で、類似団体平均及び全国平均よりかなり高くなっている。

令和5年度は使用料請求を隔月から毎月へ変更した経過措置で、使用料収入が13カ月分になったこと及び企業債残高の減少により、前年度より減少してる。

### ・農業集落排水事業

令和5年度の比率は、2,545.14%で、類似団体平均及び全国平均よりかなり高くなっている。

令和5年度は使用料請求を隔月から毎月へ変更した経過措置で、使用料収入が13カ月分になったことにより、前年度より低くなっている。



### (3)経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標。使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えていることを示す 100%以上であることが望ましい。

#### ・公共下水道事業

令和5年度の比率は、99.24%。

類似団体平均及び全国平均より高くなっている。

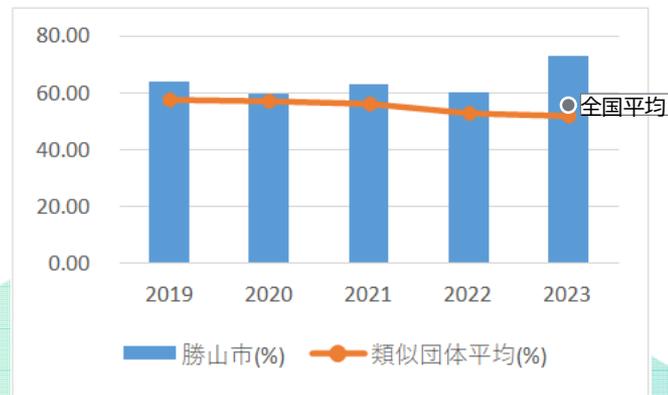
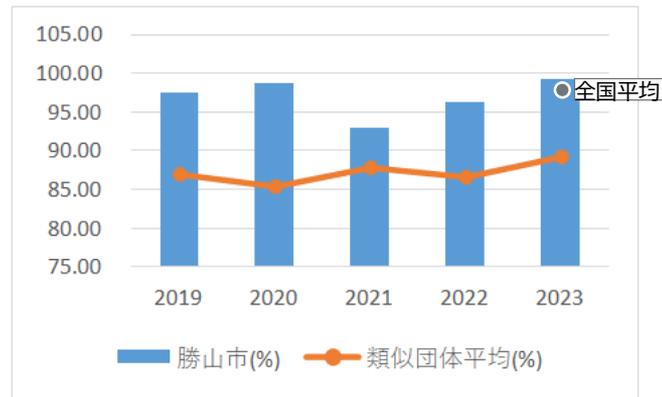
令和6年4月1日に公営企業会計に移行するための打切決算となった影響で、前年度より高くなっている。

#### ・農業集落排水事業

令和5年度の比率は、72.68%。

類似団体平均及び全国平均より高くなっている。

令和6年4月1日に公営企業会計に移行するための打切決算となった影響で、前年度より高くなっている。



## (4) 汚水処理原価

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用を表す指標。低いほど望ましい。

### ・公共下水道事業

令和5年度の汚水処理原価は165.40円。

類似団体平均より低く、全国平均より高くなっている。

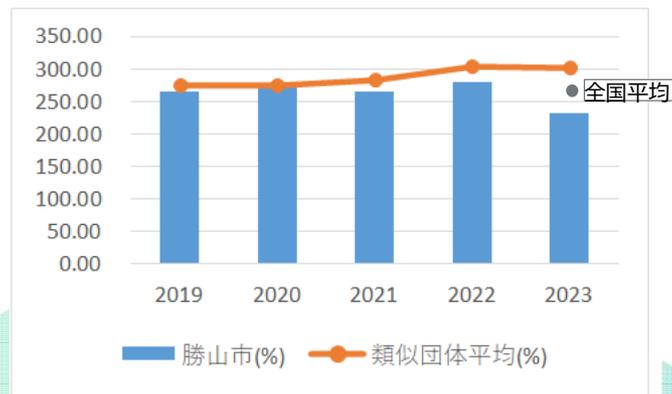
令和6年4月1日に公営企業会計に移行するための打切決算となった影響で、前年度より低くなっている。

### ・農業集落排水事業

令和5年度の汚水処理原価は230.49円。

類似団体平均及び全国平均より低くなっている。

令和6年4月1日に公営企業会計に移行するための打切決算となった影響で、前年度より低くなっている。



## 3.1 今後のスケジュール等について

### (1) 会議録の公開について

次回会議時に本会の会議録を確認。

### (2) 報酬等の支払いについて

報酬振込先口座、マイナンバー

### (3) 第2回審議会の日程について

日時: 令和7年6月 日( ) 14:00~

内容: 今後10年間の投資、財政計画について